

別記(四) 要水書

一本給、三割並上レタリ
 二最低賃金、雄五及二田ノ定期昇給サレタリ
 三運搬手当金ヲ制定サレタリ
 四賃金八ヶ年ニ至ルニ本給四十五日分ヲ支給サレタリ
 五乗務員ノ三交代ヲ実施セラレタリ
 六駅務員ノ月一回ノ公休ヲ支給サレタリ
 七宿直室ノ改善並ニ宿直料ヲ三十次ニ増額サレタリ
 八乗務員ノ一ヶ月精勤賞ヲ五回トシ、駅務員ニシテ六ヶ月以上ノ精勤者ニハ果務員内
 九乗務員ニ半泊一回、一泊二回、宿泊料ヲ支給サレタリ
 十組合加入ノ自由ヲ承認サレタリ
 十一健康保険法ヲ実施サレタリ
 十二今年度賃金二千七圓ニ物性者ヲ以テハコト
 十三争訟中ノ日給支給並ニ争議費用ヲ全額会社ニテ負担スルコト
 右ノ通要ス候也
 昭和五年二月二日
 池上電鉄運輸従業員一月

池上電鉄株式会社
 男爵 中島久乃 吉殿

別記(三)

一、内部ノ裁判ヤトシテ行くこと
 二、争議団の中ニ起リたる色々をニユース、ブレック、モラトリアム等とシテホする
 三、組合同盟、新党、親同盟等ノ承認ノ未だ場合
 四、内分委員、同盟員ノ未だ場合には能力して争議団員をアツリ、又彼等とアツル
 五、内分委員ノ未だ場合には彼等ノ意向行爲を質問し争議を反覆することとせむこと
 六、宿直室ノ未だ場合
 七、内分委員ノ未だ場合には彼等ノ意向行爲を質問し争議を反覆することとせむこと
 八、賃金局ノ未だ場合には彼等ノ意向行爲を質問し争議を反覆することとせむこと
 九、親務等ノ未だ場合には彼等ノ意向行爲を質問し争議を反覆することとせむこと
 十、食費時間
 十一、研究會
 十二、怒會
 十三、組合長會議
 十四、内分委員ノ未だ場合には彼等ノ意向行爲を質問し争議を反覆することとせむこと
 十五、争議団員ノ要求、不平等々を發表すため、救済箱ヲ下ルこと